

おくやみコーナーの ご案内

おくやみコーナーでは、身近な人が亡くなられた後の区役所・北須磨支所での手続きについてご案内するとともに、申請書の作成をお手伝いします。

受付場所	亡くなられた方の住所地の区役所 (住所地が須磨区の場合は、須磨区役所・北須磨支所のどちらでも受付可能です。)
受付時間	9時00分～17時00分 (区役所・北須磨支所の各窓口の受付時間は17時00分までです。時間によっては、おくやみコーナーご利用後、各窓口での手続きが行えない場合がありますので、ご注意ください。)

ご注意

- ※ おくやみコーナーでのご案内後、区役所・北須磨支所の各担当窓口で各種手続きを行っていただきます。おくやみコーナーをご利用にならず、直接各担当窓口に行って手続きをしていただくことも可能です。
- ※ おくやみコーナーの利用状況によってはお待ちいただく場合があります。特に休日明けは混雑しやすい傾向にあります。
- ※ 裏面に主な持ち物を記載しています。詳細の持ち物については個々の状況により異なりますので、手続き判定ナビをご参照ください。

〈問い合わせ先〉

【おくやみコーナーのご案内】

おくやみコーナーの詳細は
WEBページをご確認ください。



神戸市 おくやみコーナー

検索

【おくやみ判定ナビ】

スマホで簡単な質問に
答えるだけで、必要な手続き
と持ち物を確認できます。



電話：0570-083-330 または 078-333-3330

FAX：078-333-3314

神戸市お問い合わせセンター（年中無休 8時～21時）

お問い合わせ用
メールフォームは
こちら



各種手続きに必要な主な持ち物

身近な人が亡くなられた後の手続きに必要な主な持ち物をご紹介します。
以下の持ち物のうち、該当するものがあれば、ご持参ください。

ご遺族のもの（主なもの）

- ☐ 認印（届出人、相続人代表、喪主）
- ☐ お越しいただく方の本人確認書類
 - ・写真付きのもの
※運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、パスポート、身体障害者手帳など
 - ・写真付きのものがない場合下記から2点
※健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、年金手帳、預金通帳、各種カード類など氏名が確認できるもの
- ☐ 預貯金通帳（相続人代表、喪主）
- ☐ 税金の引き落としなどの口座を変更する場合は、新たに引き落としする口座の預貯金通帳と銀行印

※お越しいただく方が相続人代表や喪主でない場合は、下記2点が必要です。

- ・相続人代表・喪主から届出人への委任状
- ・本人確認書類（相続人代表・喪主）

※亡くなられた方が国民健康保険・後期高齢者医療加入者であれば、上記の持ち物とあわせて、下記2点をご用意いただければ葬祭費の請求ができます。

- ・亡くなられたことが確認できるもの（死亡診断書、埋火葬許可書など）
（後期高齢者医療の葬祭費の支給申請には必要ありません。）
- ・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）

亡くなられた方のもの（主なもの）

- ☐ 死亡診断書の写し
- ☐ 年金手帳または年金証書（国民年金加入者または年金受給者）
※年金受給者が亡くなられた場合の手続きは、原則として年金事務所が窓口です。
障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金を受給している方が亡くなられた場合は、区役所・北須磨支所の担当窓口でも手続きができます。
- ☐ 印鑑登録証
- ☐ 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書
※国民健康保険の世帯主が亡くなった場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者で資格確認書をお持ちの方がいる場合は、その方の資格確認書が必要です。
※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証
- ☐ （高齢）重度障害者医療費受給者証、高齢期移行者医療費受給者証、
こども医療費受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証
- ☐ 福祉乗車証（福祉パス）または敬老優待乗車証（敬老パス）
- ☐ その他、神戸市から交付された証書類